

長崎みなとメディカルセンター経営コンサルティング業務委託仕様書

1 委託業務名

長崎みなとメディカルセンター経営コンサルティング業務

2 委託目的

長崎市においては人口減少が進行しており、それに伴い患者数が減少し、また看護師をはじめとする医療従事者の確保が年々困難となっている。

こうした状況の中、当院が公的医療機関および地域医療支援病院としての役割を果たしつつ、持続可能な経営を実現するためには、病院全体の経営構造を見直し、診療科ごとの収支や人員配置の最適化を図る必要がある。特に、地域医療に必要な不採算医療の継続についても考慮しつつ、病院経営の健全化を進めることが求められる。

本コンサルティング業務では、病床利用率や患者数の推移を踏まえ、地域の実情に即した病床数及び病院組織の適正化を図り、医療資源の有効活用と経営の安定化を両立するための方策を提示頂きたい。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター及び本業務遂行に必要と考えられる場所

5 委託業務内容

(1) 診療科別の損益分析および経営課題の抽出

ア 診療科*ごとの損益分岐点の算出

イ 収益性の評価および現状の規模による課題・分析

ウ 診療科の成長戦略の検討および課題の改善策の提示（診療科ヒアリング含む）

・黒字診療科：患者数増加施策、診療単価向上など

・赤字診療科：課題の特定、収益改善策の提示、診療科の統廃合の可能性の検討

エ 診療単価の適正化や診療報酬の最適活用の検討¹

オ 患者数増加に向けたマーケティング施策の提案

※診療科：呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、産科・婦人科、新生児内科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、救急科、集中治療科、心療内科、小児科、消化器外科、緩和ケア外科

¹ 診療単価を上げる施策や診療報酬制度の最大活用、適正な請求・施設基準の見直しなど

(2) 人口動態を踏まえた患者数の将来予測*と診療体制の最適化

ア 長崎市における人口動態データの収集・分析

- (ア) 患者数の推移予測と診療科別影響の評価
- (イ) 地域医療のニーズを踏まえた診療体制の見直し提案
- (ウ) 診療科の新設・統廃合の可能性の検討

※「将来予測」は、2040年問題を見据えた2025年から15年間の患者数予測とする。

(3) 適正病床数の検証と適正化（9月末の中間報告に記載すること）

- ア 地域の医療需要及び収支の安定化を踏まえた適正病床数の算出
- イ 入院・外来機能の検討・提案

(4) 病院全体の人員配置および人件費の最適化

- ア 診療科単位、看護部・薬剤師・コメディカル^{※1}・事務^{※2}を含む適正人員配置の分析
- イ 業務量を考慮した適正な人件費構造の検討・提案

※1 コメディカル：薬剤部、臨床検査部、リハビリテーション部、放射線部、臨床工学部、栄養管理部

※2 事務：総務課、経営企画課、人事課、医事課、財務管理課、医療支援課、その他（診療情報管理士、医師事務作業補助者、社会福祉士）

(5) 経営戦略策定およびシミュレーション

- (ア) 適正病床数（見直し案）における患者数や診療単価の変動による経営シミュレーションの実施
- (イ) 収益向上とコスト最適化を両立する戦略の策定
- (ウ) 病院全体の経営健全化に向けたアクションプランの提示

(6) 議事録及び報告書（中間報告及び最終報告）作成

※提出期限は、中間報告を9月30日とし、最終報告を3月31日とする。

(7) その他、経営改善を実現するための各種情報提供

6 実施体制

(1) 統括責任者の配置

- ア 業務内容及び進捗状況等を包括的に把握管理し、病院経営に精通した統括責任者1名を配置すること。
- イ 契約期間中の統括責任者の変更は原則認めない。

(2) 主担当の配置

必要な専門知識及び経験を有する従業員を主担当として配置すること。

(3) 訪問によるヒアリング及びコンサルティング

契約締結日から契約満了日まで10回（おおよそ月1回程度）当院を訪問し、第5項に記載した委託業務に必要なヒアリング及びコンサルティングを行うこと。

なお、ヒアリング及びコンサルティングについての日時、場所及び会議体については、長崎市立病院機構事務部経営企画課が受託者と協議のうえ、設定する。

(4) その他実施体制に関する事項

受託者は、長崎医療圏域における医療分野だけにとどまらず、当該医療圏域の医療行政、介護、福祉の現状について、十分な理解のもとに業務を遂行すること。

7 成果物の提出

本業務の成果物は、「長崎みなとメディカルセンター経営分析等調査報告書」とし、中間報告書及び最終報告書にまとめ、提出すること。中間報告書には、第5項第3号に記載する「適正病床数の検証と適正化」について書面にまとめること。提出方法は紙媒体及び電子データとする。

8 委託料の支払

委託料の支払いは、本仕様書に指定された成果物及び業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

9 個人情報の保護体制

業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法令、「長崎市個人情報保護条例」及び「長崎市個人情報保護条例施行規則」に基づき、業務を通じて知り得た情報は業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については当院と協議のうえ、対応すること。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は当機構に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は当機構の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。